

山火事を防ぐ

山火事は一度発生すると急速に延焼し、人命や住宅、森林に大きな被害をもたらします。被害を防ぐためには、山林周辺での火の取り扱いに十分注意し、一人ひとりが防火意識を持つことが大切です。

林野火災の多くは「人的要因」

山火事の多くは、たき火や火入れ、たばこの不始末など人の不注意によって発生しています。

☎ 消防署 88 - 0400

山火事を防ぐ6つのポイント

- ① 乾燥・強風の日は火を使わない
- ② たき火や火入れは複数人で行う
- ③ 火から目を離さない
- ④ 消火用の水を準備する
- ⑤ 使用後は完全に消火する
- ⑥ たばこの投げ捨て、火遊びは絶対にしない



『林野火災注意報』・『林野火災警報』発令で守るべきこと

林野火災の発生や延焼の危険が高まった場合、市は「**林野火災注意報**」を発令し、屋外での火の使用を控えるよう求めます。

さらに、強風などにより大規模な火災のおそれが高まった場合は「**林野火災警報**」を発令し、屋外での火の使用を禁止します。

発令のお知らせ方法
防災行政無線、緊急メール、LINEで周知します。

「火の使用の制限」

- (1) 山林、原野などにおいて火入れをしない
- (2) 煙火を消費しない
- (3) 屋外において火遊びやたき火をしない
- (4) 屋外では、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしない
- (5) 山林、原野などの場所で、火災が発生するおそれ大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしない
- (6) 残火(たばこの吸がらを含む。)、取灰又は火粉を始末する。

林野火災警報発令時の「火の使用の制限」に従わない場合
違反した者に対して30万円以下の罰金
または拘留に処することが消防法で定められています。

「火災とまぎらわしい届出」

火災と見間違えるような「煙」や「火」が出る行為を行う場合は、消防署に「火災とまぎらわしい煙または火災が発生するおそれのある行為の届出書」を提出してください。

対象外のもの

バーベキュー台、七輪、ガス器具などの火の粉が飛散しないもの

林野火災は消火が大変困難です。そして一度失われた森林を取り戻すには、膨大な時間と労力がかかります。「これくらいなら大丈夫」という油断を捨て、市民全員が高い防火意識を持って林野火災を未然に防ぎましょう。



消防本部
田中 消防士

みんなで育てよう、次の時代を担うこどもたち

～地域・家庭・学校がつながる青少年健全育成の取組～

令和8年度 勝山市青少年健全育成推進大会



8月20日、教育会館で勝山市青少年健全育成推進大会が行われ、約170人が参加しました。

この大会は、地域全体でこどもの健やかな成長を支える意識を高めるために、青少年育成勝山市民会議と市教育委員会が毎年主催しているものです。

「少年の主張」作文発表

市内3中学校の代表生徒各1人が「少年の主張」作文を発表し、青少年健全育成の機運を高めました。

青少年育成勝山市民会議 会長表彰

青少年の健全な育成に尽力された市内の個人・団体が表彰を受けました。

表彰団体・個人(敬称略)

- | | |
|-------|------------|
| 北川 雅敏 | 藤井 由紀夫 |
| 石畝 史 | S・Kひょうたん工房 |



地域で広がる健全育成活動



こどもたちが「思いやり」や「ルールを守る気持ち」などを自然と学べるように、各地区では「かつやまっ子応援ネットワーク」を中心に様々な体験活動が行われています。

皆さんも、地域のこどもたちと積極的に関わり、地域の力で守り育てていきませんか？

◀猪野瀬地区では、地域住民や事業者の協力を得て、お仕事や昔のあそびを体験する「昔遊び&かつちゃニア体験」が行われました。

青少年の健全育成活動に取り組む団体を応援します！

公益財団法人日本生命財団(ニッセイ財団)は、青少年の健全育成に取り組む団体を支援しています。

現在青少年室では、この支援を受けて活動をする団体を募集しています。

より健全育成活動を広げたい・深めたいという団体の応募を、ぜひお待ちしております。

金額▶30～80万円

締切▶10月30日(金)

申請・問い合わせ▶

青少年育成勝山市民会議(青少年室内)

☎87 - 0101

mail seisyounen@city.katsuyama.lg.jp



対象団体など
詳細はこちら